

長期滞在資格を有する方のご家族との同居

(法改正に伴う変更があります。ご注意ください。)

※ 「家族同居」とは長期滞在予定のご家族についてです。スロベニア査証の取得を要さない滞在期間90日未満の渡航の場合を除きます。

I. 2014年4月3日、スロベニア議会で外国人法の改正が可決され、2015年1月1日より「長期滞在資格を有する外国人の家族との同居」に関連する条文が以下の通り変更されます。

1. 現在（法第47条：2011年施行）

スロベニアでの永住資格又は長期滞在資格を有する外国人居住者は、季節労働者を除き、外国人である家族との同居の権利を享受することができる。

2. 変更後（2015年1月1日発効）

- スロベニアでの永住資格を有する外国人居住者、及び1年以上の長期滞在資格を有し、過去1年間スロベニアに居住した外国人は、外国人である家族との同居の権利を享受することができる。
- EUのブルーカード所持者、研究や高度知的労働を目的とした長期滞在資格を有する外国人、あるいは当該外国人が長期滞在資格を有することがスロベニアの国益に適う場合には、（家族との同居について）スロベニアにおける居住期間及び滞在資格の長さの条件を課さない。これらの場合、担当省庁又はその他の国立機関の意見をもとに滞在許可を管轄する機関が決定を下す。

II. 現在既に当地にご滞在され、今後ご家族との同居を予定されている方、又は今後当地へご家族とともに居住を予定されている方は、家族との同居のための許可取得に時間を要する可能性があります。

今後の家族との同居に関しましては、在京スロベニア大使館（電話：03-5468-6275）に対し、事前に照会することをお勧めします。